

入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和 7 年 5 月 1 9 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター 所長 山下 秀幸

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業（底びき網船えびかご兼業：日本海北部海域）に係る用船
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自）契約締結日
至）令和 8 年 3 月 1 7 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、用船料および改造費の総額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「 A 」、「 B 」、「 C 」又は「 D 」いずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町 1 - 1 - 2 5
GRC横浜ベイリサーチパーク 6 階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課
電話 0 4 5 - 2 7 7 - 0 1 7 9
F A X 0 4 5 - 2 7 7 - 0 2 0 9
- ② 宅配便着払いによる交付
任意様式に「海洋水産資源開発事業（底びき網船えびかご兼業：日本海北部海域）に係る用船入札説明書宅配便着払いにて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「海洋水産資源開発事業（底びき網船えびかご兼業：日本海北部海域）に係る用船入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 7 年 6 月 5 日までに上記 3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記

載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書に受領者全員に対して行うとともに当該機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 提案書の提出方法 入札者は入札説明書に示す提案書を下記6. に定める受領期限までに提出場所に正1部を提出すること。

6. 入札の日時及び場所等

(1) 入札書の受領期限及び提出場所 令和7年6月20日 17時00分 3. ①に同じ。

(2) 開札の日時及び場所 令和7年6月27日 11時00分 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 GRC横浜ベイリサーチパーク 6階 国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室 開札後、価格評価点の計算及び技術評価点との合計作業があるため落札者の決定までに時間を要するところがある。また、下記7. で不合格となった者の入札書は開札しない。

7. 提案書の審査 入札者が提出した提案書は、評価項目一覧（要求事項）に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。評価項目のうち基礎項目については、基礎点に満たなければ不合格となる。

8. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内であり、かつ、基礎項目の要求を全て満たしている入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者となるべき入札者の価格によって、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることを認めらるる場合、又はその者となるときは、予定価格の制限を超えて著しく不適当であるものと認められし入札者とする。予定価格の制限の範囲内に入札した者を落札者とする。なお、基礎項目の要求を全て満たしている入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者となるべき入札者の価格によって、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることを認めらるる場合、又はその者となるときは、予定価格の制限を超えて著しく不適当であるものと認められし入札者とする。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。ただし、地方公共団体を除く。

(7) 詳細は入札説明書による。

9. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先 次の①及び②いずれにも該当する契約先 ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること ※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営にほかに、相談役その他のこと等により影響力を与える者と認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実

績による。

(2) 公表する情報

上記 (1) に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者 (当機構 O B) の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構 O B に係る情報 (人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 7 2 日以内 (4 月に締結した契約については原則として 9 3 日以内)

(5) その他

当機構ホームページ (契約に関する情報) に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

1 0 . 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準) 」 (平成 1 9 年 2 月 1 5 日文部科学大臣決定) に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」 (URL : http://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf) をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類 (① 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、② 国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③ 誓約書) は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか 1 箇所に 1 回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用船仕様書

1 調査名

海洋水産資源開発事業（底びき網船えびかご兼業：日本海北部海域）

2 調査目的

秋田県北部地区の底びき網漁業を対象に、底びき網漁期中に底びき網装備を維持した状態でえびかご操業を行う複合的な操業形態（同時兼業）での試験操業を行い、同時兼業操業を効率的に実施する方策を実証することを目的とする。

3 調査項目

(1) 同時兼業での試験操業

効率的な操業の実証に向け、調査前までに定めた漁場利用の方針、漁具仕様、操業パターン及び操業方法・船上作業の内容に基づいて同時兼業での試験操業を行う。調査期間中に確認された課題等については、調査員と請負者が協議し、必要に応じて改善する。

試験操業における操船、操業作業及び漁獲物の選別等の船上での漁労作業全般は、調査員の指示の下で乗組員が行う。なお、試験操業で用いるえびかご操業に係る漁具一式は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「機構」と言う。）が用意する。

試験操業では、下記の①かご漁具の目合試験及び②かご餌試験を実施する。両試験とも、操業時の漁具の準備や餌入れ作業等は調査員の指示の下で乗組員が行う。試験操業で得られた漁獲物は、調査員が中心となり船上計数・測定作業を行い、乗組員はこれを補助する。漁獲物の測定に必要な機材一式は機構が用意するものとする。

① かご漁具の目合試験

目合の異なるかご漁具（7 節・9 節・11 節等を想定）を使用して、トヤマエビ小型個体（頭胸甲長 28mm 以下を想定）に対する混獲回避効果と水揚げ金額に及ぼす影響を確認するものとする。

本試験では、使用するかご餌の種類を一定とし、目合の異なるかご漁具を 1 連の 1 かご毎に順番に配置する。各目合で漁獲されたトヤマエビの個体数と頭胸甲長を測定する。調査員が中心となり船上計数・測定作業を行い、乗組員はこれを補助するものとする。

② かご餌試験

底びき網操業での投棄対象魚（以下、「投棄魚餌」）をかご餌として使用した場合と、従来のかご餌（以下、「従来餌」：いわし類を想定）を使用した場合で、トヤマエビの漁獲状況を比較し、投棄魚餌のかご餌としての有効性を検証するものとする。

本試験では、使用するかご漁具の目合を一定とし、1 連の 1 かご毎に投棄魚餌と従来餌を交互に使用する。かご餌の種類毎の 1 かごあたりの平均漁獲量（CPUE）の値を比較するとともに、餌の残存量や保形性も併せて確認するものとする。

投棄魚餌は、あらかじめ開発調査センターと請負者が協議のうえ使用する魚種を決定し（小型のマダラやホッケ等を想定）、請負者が調査開始までに冷凍保存を行い確保しておくものとする。

(2) えびかご操業の漁獲物の試験販売

えびかご操業で得られた漁獲物は試験販売を行う。調査前に、あらかじめ、開発調査センター・漁協・産地仲買人等との間で陸上での販売方針を定めておく（製品形態、漁協による陸上水槽の運用による活エビ畜養・出荷、販売方法等）。調査員及び請負者は、この販売方針に則り、必要な漁獲物の選別等を船上で行った後、市場に水揚げを行う。水揚げ後、販売方針に則り漁協が陸上水槽で漁獲物を一次畜養する等の作業を行い、試験販売を実施するものとする。

試験販売の結果は、調査員が漁協からの販売仕切書から整理するとともに、製品を購入した産地仲買人から仕向け先や製品評価に関する情報を得る。産地仲買人やその取り引き先等から製品サンプル提供の依頼があった場合は、調査員と請負者が協議のうえ、請負者が船上でサンプル製品を仕立て、開発調査センターがサンプル提供を行う。サンプル提供後、調査員が製品品質や想定単価等の評価に関する情報を得るものとする。

(3) 大目化による底びき網操業の改善

試験操業では、えびかご操業だけではなく、大目化した新規の底びき網漁具を用いた底びき網操業も行う。試験操業で用いる新規底びき網漁具は、予備網・予備資材等を含め、機構が1式用意する。新規漁具による有用種や不要物（泥やヒトデ類）の入網状況を、従来漁具と比較・検証するとともに、選別時間の違いや水揚げ金額に及ぼす影響を調べるものとする。

底びき網操業の入網状況の把握方法は、開発調査センターが過去に実施した事業（底びき網（かけまわし）：日本海北部海域）の報告に基づき行い、試験操業で得られた漁獲物や不要物重量は、調査員が中心となり船上計数・測定作業を行い、乗組員はこれを補助する。漁獲物の測定に必要な機材一式は機構が用意するものとする。

(4) 各種データの取得と評価・分析

- ・操業に関する基礎的な情報（気象・海況、投かご・揚かごの日時、位置及び水深）を記録するものとする。
- ・かご漁具の設置深度や漁場の海洋環境を把握するため、1連の両端及び中央に位置するかご内に水温深度計を装着してそれぞれ値を記録するものとする。
- ・かご内に水中カメラを適宜で設置し、トヤマエビのかご漁具内への進入及び脱出の状況等を撮影するものとする。
- ・えびかご操業で漁獲したトヤマエビの生物情報（頭胸甲長、性別、雌個体の抱卵の有無及び内子の有無）を適宜収集する。

上記の各種データ取得に必要な測器の操作及び操船等は、調査員もしくは調査員の指示のもと乗組員が行う。取得したデータの保存及び管理は調査員が行うものとする。

4 船舶要目

- (1) 漁船種類：沖合底びき網漁業
- (2) 航海能力：2 日以上は無寄港航海や操業が可能であること。
- (3) 総トン数：20 トン以上 40 トン未満
- (4) 漁労設備：かけまわし用の底びき網漁具 1 式を備えていること。

4-1 付帯設備

- (1) 航海及び漁労計器等：GPS、レーダー、魚群探知機を備えていること。
- (2) 作業場所等：調査員がデータ処理のため優先的に使用可能な作業場所を有すること。
- (3) 電源：調査に使用する機器類に使用するための AC 100 V の電源を有すること。
- (4) 海水冷却装置を備えていること。

4-2 その他

- (1) 最大搭載人員中に、その他乗組員として 1 名以上を含むことができること。
- (2) 本船は、以上の要件のほか、法令で定められた設備は勿論、調査運行に支障を来さない相当の設備及び付属品を備え、かつ、これらが維持管理されていること。

5 乗組員

- (1) 乗組員数は 5 名以上とし、漁労長、船長及び機関長に加え、同時兼業操業が十分に行える人員を確保しておくこと。
- (2) 漁労長は底びき網漁業について知識と技量を有すること。また、えびかご漁業について他地域のえびかご漁業者と情報共有を行うことができ、操業に関する知識を得ることができること。
- (3) 調査員と円滑なコミュニケーションが取れること。
- (4) 出入港ならびに操業中は、恒常的にライフジャケット及びヘルメットを着用すること。

6 用船期間

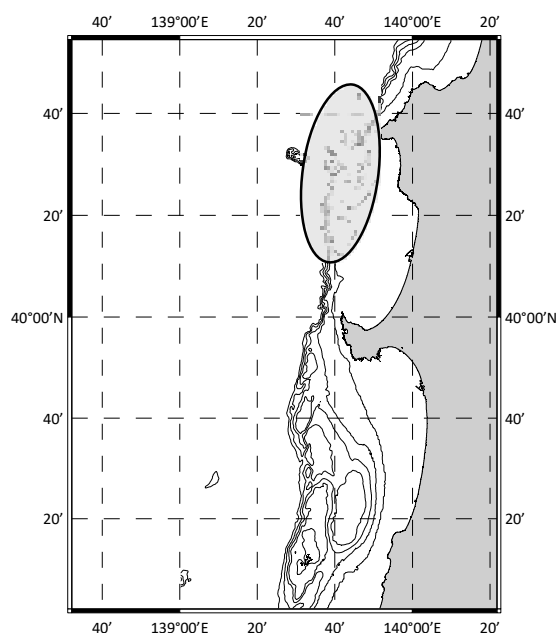
用船開始日：令和 8 年 1 月 17 日（土）（八森漁港）

用船解除日：令和 8 年 3 月 17 日（火）（八森漁港）

ただし、用船開始・解除日程は開発調査センターと請負者の協議により変更可能とする。

7 調査海域

調査海域は下図のとおり日本海北部海域とする。



8 担当研究所

開発調査センター

9 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター並びに電磁記録媒体のセキュリティーチェック

- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。
- (2) 上記（1）のチェックは、船主または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Defender】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、当機構では保障しない。したがって、契約者または乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

10 船舶の改造

- (1) 改造期間：契約締結日以降、調査開始までに完了すること
- (2) 改造内容：

沖合底びき網漁船において、えびかご操業との同時兼業を可能とするため、新たに、揚かご作業時に用いる油圧式ラインホーラー（揚網機）を設置する。本改造は、そのために以下の内容を含むものとする。

- ① ラインホーラーの設置に必要な船舶の油圧配管敷設を行うこと。
 - ② ラインホーラーを用いた揚かご作業を円滑に行うことができるよう、必要に応じて、付帯設備の設置やデッキの補強を行うこと。
 - ③ 上記の油圧配管及び付帯設備等の敷設終了後、調査開始までに、機構が用意するラインホーラー（(株)高澤製作所製 HYL-300N 型を想定）の据付を行うこと。据付位置はオモテ甲板の左舷側とする。なお、据付に必要となる油圧ホース等の資材については、請負者が準備し正常に作動することを確認すること。
- (3) 用船契約期間終了後の上記改造部分に係る現状復帰は請負者が用船契約とは別に行うものとする。その際、機構が用意した機器類については、返却すること。

11 その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 運行に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、「調査船用船仕様書」によるものとする。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は機構が別途供給するものとするが、それ以外の運航に必要な消耗品類等は請負者側の負担となる。
- (4) 漁具・漁労設備の修理・修繕が必要となった場合は、請負者が実施すること。請負者が従来有している漁具・漁労設備の修理・修繕は、請負者側が負担をすること。また機構が用意する新規の漁具・漁労設備に対しては、機構が用意する資材等を使用して修理・修繕を実施すること。
- (5) 調査員は利害関係者になることから、調査作業自体の協力を大前提として、金銭、物品、食事等の供与を行わないこと。また、調査員は漁労者と異なり、労働基準法の対象になることから労働時間に法律上厳しい制約があることに留意すること。
- (6) 用船期間中は、漁船、陸上の場所を問わず、調査員へのハラスメント防止など働きやすい労働環境の提供に努めること。
- (7)

調査船に関する用船仕様書

国立研究開発法人水産研究・教育機構

第一章 総 則

- 1 用船（以下「本船」という。）は国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）を使用者とし、調査に従事することを目的とする。
- 2 本船は漁船法、船舶法、船舶安全法、電波法、海上衝突予防法、その他関係法令の規定に適合するものであり、かつ、所要の検査を受けこれに合格したものであること。
なお、国際航海に従事する場合にあっては、所要の条件を満たすものでなければならない。
- 3 本船は、機構が指定する海域において、調査を行うため、調査員等の指示に従い本船を運航しなければならない。
ただし、関係法令に定める船長の権限に及ぶものではない。
- 4 本船の乗務員の服務については、第三章「乗組員の服務に関する注意事項」のとおりとする。
- 5 本船は、調査員等の適当な居住設備を準備するとともに、その任務に必要な便宜を与えなければならない。
- 6 本船の乗務員は、船舶職員法に規定する資格を有する職員とし、調査について、別に必要な員数を定める。
- 7 本船には次の設備を備えなければならない。
 - （１）標 識
本船の用船中においては、機構が貸与した機構旗を船橋周辺の見えやすい場所に掲げること。
 - （２）諸設備
本船は法律で定められた設備を備え、かつ、維持管理をすること。
- 8 本船は船舶要目表、海員（乗組員）名簿、有効な船舶検査証書、船舶検査手帳、船舶国籍証書及び無線局免許状、船舶整備記録簿及び漁船原簿を提示しなければならない。
- 9 本船の船内には緊急事態に備えた連絡体制及び対応マニュアルを備えなければならない。
- 10 この仕様書によることが困難である場合においては、機構及び船舶所有者が別途協議の上決定するものとする。

第二章 調査船

調査船については、第一章総則の定めによるほか下記によるものとする。

- 1 本船はそれぞれの調査の目的を達成できる船型、漁ろうに関する諸設備を有するものとする。また、調査の実施については、別に定める調査要領によるものとする。
- 2 本船の行動日数は同調査要領に定められた日数とする。
ただし、調査実施上やむを得ず調査計画を変更した場合には、機構が認めたその日数とする。
- 3 本船は調査船として次の設備を備えなければならない。
 - (1) 標 識
外国の200海里水域において調査を実施する場合であって、当該外国の法令又は漁業協定等で調査船の標識が義務づけられている場合には、その定められた標識を塗装又は掲示すること。
 - (2) 諸設備
 - ア 本船は、調査実施上必要とする漁ろう設備等を常時作動できる状態に維持管理すること。
 - イ 本船は、荒天下にあっても安全に漁獲物の調査、測定が行い得る専用の場所を確保すること。
 - ウ 本船は、よりよい船位を把握するため、精度の高い位置測定用航海計器を備えること。
なお、前記1に定めるもののほか、特殊な設備、漁具又は機器を必要とする場合は、機構及び船舶所有者と協議の上決定するものとする。
- 4 調査に付随して採捕された漁獲物等は全て機構に帰属するものとし、調査用標本を除きその処理に係る具体的方法については、別途調査員が指示するものとする。

第三章 乗組員の服務に関する注意事項

- 1 船長は、調査員等の指示を受け、乗組員を指揮監督して船務及び業務一切を処理統轄し、調査の遂行に協力すること。
- 2 船長は、船体の構造、操船上の性能及び機関の能力等を十分に把握の上自船の保安及び能率的な運航に努めること。
- 3 船長は、業務を遂行する上で支障をきたさないよう、出航前の検査を行い、船体、機関、無線機器及び航海計器その他属具の整備点検に心がけること。
- 4 船長は、気象条件の変化に留意し、特に、荒天の際は自船の保安に十分な措置をとること。
- 5 船長は原則として次の場合には船橋で指揮をすること。
 - (1) 出入港及び転描のとき
 - (2) 狭水道及び漁船が密集して操業する海域を航行するとき
 - (3) 視界不良及び海難救助のとき
 - (4) 調査のとき
 - (5) その他船舶に危険のおそれがあるとき
- 6 一等航海士は船長を補佐し、その命を受け船務及び業務を処理するとともに船員の秩序維持等の管理にあたること。
- 7 乗組員の勤務について、船長が必要と認めるときは、通常の勤務時間の割振りによらない勤務方法を命ずることがあること。
- 8 乗組員は次の事項を守ること。
 - (1) 上長の職務上の命令に従うこと
 - (2) 職務を怠り、また、他の乗組員の職務を妨げないこと
 - (3) 船長の指定するときまでに乗船すること
 - (4) 船長の許可なく下船しないこと
 - (5) 船長の許可なく端艇その他重要な属具を使用しないこと
 - (6) 船内の食料又は清水を浪費しないこと
 - (7) 船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと
 - (8) 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から物品を持出さないこと
 - (9) 船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしないこと
 - (10) その他船内の秩序を乱すようなことをしないこと
 - (11) 出入港時及び操業中は、恒常的にヘルメット及びライフジャケットを着用すること

9 乗船乗務中の当直者は次の事項を遵守すること。

- (1) 見張りを厳重にし、みだりに船橋を離れないこと
- (2) 船長から指示された事項に留意し、その遂行に努めること
- (3) 当直者は船内を巡検し、火気、浸水その他航行の支障となるような原因の防除に努めること

10 船長は、停泊中においても、自船の保安、見張り等のため、停泊当直を行わせること。

11 機密の保持について

- (1) 船舶の行動等職務上知り得た事実を外部の者に漏らさないこと
- (2) 船内機密書類については、船長が保管し、取扱については十分注意すること
- (3) 外来者に対し船長の許可なく乗船させないこと